

令和4年4月22日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第15号 臨時代理につき承認を求めることについて
- 議第16号 臨時代理につき承認を求めることについて
- 議第17号 臨時代理につき承認を求めることについて
- 議第18号 臨時代理につき承認を求めることについて
- 議第19号 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案
- 議第20号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第21号 草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
- 議第22号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

議第15号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月22日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

議第16号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月22日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の人事異動を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の所管に属する職員の人事異動について

草津市教育委員会の所管に属する職員の人事異動を行うに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和4年3月29日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

人事異動内示

令和4年3月25日

草 津 市

新 任	旧 任	氏 名	備考
○ 部長級			
総務部長兼法令遵守監	教育委員会事務局教育部長	南川 等	
教育委員会事務局教育部長	健康福祉部長兼福祉事務所長	増田 高志	
教育委員会事務局教育部理事（学校教育担当）	教育委員会事務局教育部副部長（学校教育担当）兼学校教育課長	菊池 誠	昇格
○ 副部長級			
教育委員会事務局教育部副部長（スポーツ推進・スポーツ大会担当）兼スポーツ推進課長	教育委員会事務局スポーツ保健課長	宮田 勝一	昇格
教育委員会事務局教育部副部長（図書館担当）兼図書館長兼南草津図書館長	図書館参事兼図書館副館長	二井 治美	昇格
教育委員会事務局教育部副部長（学校教育担当）兼学校教育課長	教育委員会事務局学校政策推進課長	上原 忠士	昇格
監査委員事務局長	教育委員会事務局教育部副部長（図書館担当）兼図書館長兼南草津図書館長	武村 彰	
○ 課長級			
総合政策部企画調整課長兼草津市土地開発公社管理業務課長	教育委員会事務局教育総務課長	森下 康二	
健康福祉部介護保険課長兼健康福祉政策課参事	教育委員会事務局生涯学習課課長補佐兼文化振興係長	高阪 純司	昇格
子ども未来部幼児課参事	笠縫東こども園長	東郷 康代	
矢倉こども園長	玉川こども園長	居松 由里	
矢橋ふたばこども園長	山田こども園長	川口 順子	
玉川こども園長	子ども未来部幼児課参事	中川 珠紀	

新 任	旧 任	氏 名	備考
山田こども園長	山田こども園副園長	山川 貴子	昇格
笠縫東こども園長	老上こども園副園長	宗次 奈巳	昇格
教育委員会事務局教育総務課長	議会事務局議事庶務課課長補佐兼議事庶務係長	吉田 克己	昇格
学校給食センター参事兼第二学校給食センター所長	学校給食センター参事兼第二学校給食センター所長兼教育委員会事務局教育総務課参事	馬場 英樹	解兼務
教育委員会事務局生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課長兼子ども未来部子ども家庭課参事	上原 香織	解兼務
教育委員会事務局スポーツ大会推進室長兼スポーツ推進課参事	教育委員会事務局スポーツ大会推進室長	藤崎 篤	兼務
教育委員会事務局児童生徒支援課長兼人権センター参事兼健康福祉部健康福祉政策課参事	教育委員会事務局児童生徒支援課長兼人権センター参事	柴原 力	兼務改
教育研究所長	教育委員会事務局児童生徒支援課課長補佐兼児童生徒支援係長	木村 弘子	昇格
○ 課長補佐級			
環境経済部商工観光労政課課長補佐兼産業労政係長	草津宿街道交流館館長補佐兼街道交流係長兼史跡草津宿本陣副参事	寺内 更三	
健康福祉部長寿いきがい課課長補佐兼長寿政策係長	教育委員会事務局スポーツ大会推進室室長補佐	力石 知行	
矢倉こども園副園長	矢倉幼稚園副園長	竹村 文代	組織改
老上こども園副園長	子ども未来部幼児課専門員	森田 昌恵	昇格
山田こども園副園長	矢倉幼稚園総括教諭	宇野 智子	昇格
教育委員会事務局生涯学習課課長補佐兼生涯学習係長	総務部税務課課長補佐兼諸税管理係長	廣政 孝幸	
教育委員会事務局生涯学習課課長補佐兼文化振興係長	総合政策部危機管理課課長補佐兼危機管理係長	岡田 志朗	
教育委員会事務局歴史文化財課課長補佐兼歴史文化財係長	まちづくり協働部まちづくり協働課課長補佐兼地域協働係長	中立 輝	
図書館副館長	教育委員会事務局歴史文化財課課長補佐兼歴史文化財係長	加藤 進一	
教育委員会事務局学校教育課課長補佐	教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼児童生徒支援課課長補佐	宇野 康	解兼務

新 任	旧 任	氏 名	備考
教育委員会事務局学校教育課課長 補佐兼学事・学校保健体育係長	教育委員会事務局スポーツ保健課 課長補佐兼学校保健体育係長	古野 恵美子	組織改
○ 係長級			
まちづくり協働部まちづくり協働 課地域協働係長	教育委員会事務局生涯学習課生涯 学習係長	矢野 美穂子	
まちづくり協働部市民課戸籍住基 係長	第二学校給食センター専門員兼教 育委員会事務局教育総務課専門員	田中 健介	
子ども未来部幼児課専門員	笠縫こども園総括教諭	谷口 ゆかり	
志津こども園総括教諭	笠縫東こども園副総括教諭	岩見 早紀	昇格
草津中央おひさまこども園総括保 育教諭	玉川こども園総括教諭	上野 結城	
矢倉こども園総括教諭	草津中央おひさまこども園総括保 育教諭	坂矢 陽子	
山田こども園総括教諭	志津こども園総括教諭	吉田 悠香	
笠縫こども園総括教諭	笠縫こども園副総括教諭	坂田 初美	昇格
第四保育所総括保育士	老上こども園総括教諭	山口 史子	
教育委員会事務局スポーツ推進課 スポーツ推進係長兼スポーツ大会 推進室専門員	教育委員会事務局スポーツ保健課 スポーツ推進係長	井口 純	組織改
教育委員会事務局スポーツ大会推 進室専門員兼スポーツ推進課専門 員	建設部河川課河川係副係長兼上下 水道部上下水道施設課専門員	原口 裕之	
草津宿街道交流館街道交流係長兼 史跡草津宿本陣専門員	教育委員会事務局学校教育課学事 係長兼児童生徒支援課専門員	前田 智恵	
南草津図書館副館長	図書館専門員	大西 協子	
教育委員会事務局学校教育課学校 教育係長	教育委員会事務局学校教育課専門 員	中村 大輔	補職替
教育委員会事務局学校教育課専門 員	教育委員会事務局スポーツ保健課 主査	山本 泰章	昇格
○ 主査級			
総合政策部企画調整課主査	教育委員会事務局学校政策推進課 主査	山下 友実	

新 任	旧 任	氏 名	備考
総務部財政課主査	学校給食センター主査	山本 和樹	
総務部税務課主査	教育委員会事務局生涯学習課主査	山本 順子	
子ども未来部家庭児童相談室主査	教育委員会事務局スポーツ保健課主任	田平 沙彩	
矢倉こども園副総括教諭	矢倉幼稚園副総括教諭	中川 惟	組織改
老上こども園副総括教諭	草津第二保育所主任保育士	藤田 有果利	
玉川こども園副総括教諭	山田こども園副総括教諭	田中 琢也	
笠縫こども園副総括教諭	玉川こども園副総括教諭	田伏 麻理子	
笠縫東こども園副総括教諭	矢橋ふたばこども園副総括保育教諭	山岸 知子	
草津第二保育所副総括保育士	志津こども園副総括教諭	前田 朋代	
教育委員会事務局教育総務課主査	都市計画部都市再生課主査	高山 和也	
学校給食センター主査	会計課主査	西尾 七恵	
第二学校給食センター主査	第二学校給食センター主査兼教育委員会事務局教育総務課主査	宇野 正章	解兼務
教育委員会事務局学校政策推進課主査	子ども未来部幼児課主査	原田 真弓	
監査委員事務局主査	教育委員会事務局生涯学習課主査	奥村 美咲	
○ 一般職級			
総合政策部職員課付主任	教育委員会事務局歴史文化財課主任	今田 知花	
まちづくり協働部まちづくり協働課主事	教育委員会事務局教育総務課主事	石原 隼登	
志津こども園教諭	草津中央おひさまこども園保育教諭	竹鼻 美咲	
矢倉こども園主任教諭	笠縫東こども園教諭	畑 優子	
矢倉こども園主任教諭	矢倉幼稚園主任教諭	行方 遙	組織改
矢橋ふたばこども園主任保育教諭	笠縫東こども園教諭	加藤 ひとみ	
老上こども園主任教諭	草津中央おひさまこども園主任保育教諭	貝村 奈津樹	
玉川こども園主任教諭	老上こども園主任教諭	堀尾 春奈	

新 任	旧 任	氏 名	備考
玉川こども園主任教諭	山田こども園主任教諭	川路 真澄	
笠縫東こども園主任教諭	玉川こども園主任教諭	新井 眞侑	
笠縫東こども園教諭	矢橋ふたばこども園保育教諭	橋本 沙妃	
草津第二保育所主任保育士	老上こども園主任教諭	大藪 菜津子	
草津第二保育所保育士	玉川こども園教諭	家森 由衣	
第四保育所主任保育士	笠縫東こども園主任教諭	濱口 彩貴	
教育委員会事務局教育総務課主任	都市計画部開発調整課主任	松本 凌太	
教育委員会事務局生涯学習課主任	総務部税務課主任	木内 翔大	
教育委員会事務局スポーツ推進課主任兼スポーツ大会推進室主任	健康福祉部生活支援課主任	石倉 香	
教育委員会事務局スポーツ推進課主事兼スポーツ大会推進室主事	教育委員会事務局スポーツ保健課主事	山本 宏樹	組織改
教育委員会事務局スポーツ大会推進室主任兼スポーツ推進課主任	教育委員会事務局スポーツ大会推進室主任	山城 拓馬	兼務
図書館主任	総務部税務課主任	福前 ゆう子	
教育委員会事務局学校教育課主任	教育委員会事務局学校教育課主任兼児童生徒支援課主任	中村 美友	解兼務
教育委員会事務局学校教育課主任	教育委員会事務局スポーツ保健課主任	福原 優	組織改

新規採用

新 任	氏 名	備 考
○ 一般職級		
草津中央おひさまこども園保育教諭	山村 芽里奈	
矢倉こども園教諭	田中 麻希	
老上こども園教諭	角谷 純	
山田こども園教諭	谷 世羽	
教育委員会事務局生涯学習課主事	河合 美衣菜	

令和4年3月31日付退職者

職	氏 名	役 職 名 等
○課長級	川端 恭子	図書館参事兼南草津図書館副館長
○一般職級	伊藤 菜々子	笠縫こども園教諭

（滋賀県教育委員会による異動分）

新 任	旧 任	氏 名
教育委員会事務局学校政策推進課長	笠縫東小学校教頭	杉田 信一
教育委員会事務局学校教育課課長 補佐兼教職員係長	老上小学校教頭	西田 和弘
教育委員会事務局児童生徒支援課 課長補佐兼児童生徒支援係長	新堂中学校教頭	北村 将
教育委員会事務局生涯学習課専門 員	草津中学校教諭	渡辺 智美
教育委員会事務局学校教育課専門 員	玉川小学校教諭	寺西 友希
教育委員会事務局学校教育課専門 員	松原中学校教諭	奥村 健二
教育委員会事務局学校政策推進課 専門員	草津小学校教諭	岡崎 仁志
教育委員会事務局児童生徒支援課 主査	草津第二小学校教諭	中村 海潮
教育委員会事務局児童生徒支援課 主査	老上中学校教諭	北村 大輝
（滋賀県教育委員会への復帰）		
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局教育部理事（学 校教育担当）	作田 まさ代
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課参事 兼学校教育係長	平尾 昌義
滋賀県教育委員会	教育研究所長	藤井 泰三
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課課長 補佐兼教職員係長	建林 伸彦
滋賀県教育委員会	発達支援センター専門員	三川 千種
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局生涯学習課専門 員	黒崎 紀子
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校教育課専門 員	岡崎 美紀

(滋賀県教育委員会による異動分)

新 任	旧 任	氏 名
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局児童生徒支援課 専門員	中川 幸子
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局児童生徒支援課 専門員	折井 重之
滋賀県教育委員会	教育委員会事務局学校政策推進課 専門員	西村 陽介

議第17号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月22日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、草津市教育委員会事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正するに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関
運営規則の一部を改正する規則について

草津市教育委員会事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営
規則の一部を改正するに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことか
ら、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則
第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和4年3月31日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

(草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則(昭和41年草津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「スポーツ保健課 スポーツ推進係 学校保健体育係」を「スポーツ推進課 スポーツ推進係」に、「学事係」を「学事・学校保健体育係」に改める。

第3条の表教育総務課の項第19号中「中学校給食の準備および整備に関すること」を「学校給食センターに関すること」に改め、同表スポーツ保健課の項中「スポーツ保健課」を「スポーツ推進課」に改め、同項中第10号から第17号までを削り、第18号を第10号とし、第19号を第11号とし、同表スポーツ大会推進室の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表学校教育課の項中第29号を第38号とし、第24号から第28号までを9号ずつ繰り下げ、第23号を第25号とし、同号の次に次の7号を加える。

- (26) 学校の食育に関すること。
- (27) 学校体育の指導者の研修、要請および育成に関すること。
- (28) 学校体育団体の育成指導に関すること。
- (29) 学校保健・安全および環境衛生に関すること。
- (30) 学校体育に係る調査および統計に関すること。
- (31) 保健体育資料の収集および配布に関すること。
- (32) 通学路の安全対策に係る連絡調整に関すること。

第3条の表学校教育課の項中第22号を第24号とし、第4号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 学校図書館教育に関すること。
- (5) 体験活動に関すること。

第3条の表学校政策推進課の項第2号中「指導助言」の右に「および教育課程」を加え、同

項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

(草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正)

第2条 草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市小・中学校結核対策委員会の項中「スポーツ保健課」を「学校教育課」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則
草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正 (第1条関係) 新旧対照表

新 規 則		旧 規 則	
第1条 (略) (組織) 第2条 事務局に次の課および係を置く。 教育総務課 総務係 施設係 生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 スポーツ推進課 スポーツ推進係 学校保健体育係 スポーツ大会推進室 歴史文化財課 歴史文化財係 学校教育課 学校教育係 教職員係 学事係 児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係 学校政策推進課 学校政策推進係 (事務分掌) 第3条		第1条 (略) (組織) 第2条 事務局に次の課および係を置く。 教育総務課 総務係 施設係 生涯学習課 生涯学習係 文化振興係 スポーツ保健課 スポーツ推進係 学校保健体育係 スポーツ大会推進室 歴史文化財課 歴史文化財係 学校教育課 学校教育係 教職員係 学事係 児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係 学校政策推進課 学校政策推進係 (事務分掌) 第3条	
教育総務課 (略) スポーツ推進課		教育総務課 (略) スポーツ保健課	(1) ～ (18) (略) (19) 中学校給食の準備および整備に関すること。 (20) ～ (22) (略) (略) (1)～(9) (略) (10) 学校の食育に関すること(教育総務課の所管に属するものを除く。) (11) 学校体育の指導者の研修、要請および育成に関すること。 (12) 学校体育団体の育成指導に関すること。 (13) 学校保健・安全および環境衛生に関すること。 (14) 学校体育に係る調査および統計に関すること。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則
草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 規 則		旧 規 則	
			(15) 保健体育資料の収集および配布に関すること。 (16) 通学路の安全対策に係る連絡調整に関すること。 (17) 学校給食センターに関すること（教育総務課の所管に属するものを除く。）。 (18) ～ (19) (略)
スポーツ大会推進室	(10) ～ (11) (略) (1) ～ (2) (略) (3) (略)	スポーツ大会推進室 (1) ～ (2) (略) (3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。 (4) (略)	
(略)	(略)	(略)	
学校教育課	(1) ～ (3) (略) (4) 学校図書館教育に関すること。 (5) 体験活動に関すること。 (6) ～ (25) (略) (26) 学校の食育に関すること。 (27) 学校体育の指導者の研修、要請および育成に関すること。 (28) 学校体育団体の育成指導に関すること。	(略) 学校教育課 (1) ～ (3) (略) (4) ～ (23) (略)	

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則
草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 規 則		旧 規 則	
(29) 学校保健・安全および環境衛生に関すること。			
(30) 学校体育に係る調査および統計に関すること。			
(31) 保健体育資料の収集および配布に関すること。			
(32) 通学路の安全対策に係る連絡調整に関するこ と。			
(33) ～ (38) (略)			(24) ～ (29) (略)
(略)		(略)	
学校政策推進課		(1) (略)	
(2) 学校教育の指導助言および教育課程に関するこ と。		(2) 学校教育の指導助言に関すること。	
(3) ～ (4) (略)		(3) ～ (4) (略)	
(5) (略)		(5) 学校図書館教育に関すること。	
(6) ～ (13) (略)		(6) (略)	
		(7) 体験活動に関すること。	
		(8) ～ (15) (略)	
第4条 (略)		第4条 (略)	

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則
 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 規 則		旧 規 則	
第1条～第11条（略） 別表第1（第2条・第10条関係）		第1条～第11条（略） 別表第1（第2条・第10条関係）	
附属機関の名称	委員資格者	附属機関の名称	委員資格者
(略)	(略)	(略)	(略)
草津市小・中学校 校結核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	草津市小・中学校 校結核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員
(略)	(略)	(略)	(略)
所属	所属	所属	所属
(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会 事務局 学校 教育課	教育委員会 事務局 学校 教育課	教育委員会 事務局 学校 教育課	教育委員会 事務局 学校 教育課
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（第3条第2項関係）（略）	別表第2（第3条第2項関係）（略）	別表第2（第3条第2項関係）（略）	別表第2（第3条第2項関係）（略）
別表第3（第6条第3項関係）（略）	別表第3（第6条第3項関係）（略）	別表第3（第6条第3項関係）（略）	別表第3（第6条第3項関係）（略）
別表第4（第9条関係）（略）	別表第4（第9条関係）（略）	別表第4（第9条関係）（略）	別表第4（第9条関係）（略）

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則および草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則
(付則関係) 新旧対照表

新 規 則	旧 規 則
付 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。	

議第18号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月22日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

令和4年4月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表(1)共通決裁事項の表収入関係の部第4項中

「

(1) 交付申請			○			総務部副部長（財政課長）	500万円未満は、課長とする。
(2) 実績報告				○		財政課長	

」を

「

(1) 交付申請			○			総務部副部長（財政課長）	合議は、1件100万円以上に限 り、500万円未 満は、課長とす る。
(2) 実績報告				○		財政課長	合議は、1件100万円以上に限 る。

」に

改める。

別表(2)個別決裁事項の表中「スポーツ保健課」を「スポーツ推進課」に改め、同表歴史文化財課の部2の款第1項中

「

1 埋蔵文化財包蔵地に係る発掘調査等の方法の決定			○				
--------------------------	--	--	---	--	--	--	--

」を

「

1 埋蔵文化財包蔵 地に係る発掘調査 等の方法の決定								
(1) 重要なもの			○					
(2) 軽易なもの				○				

」に

改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

草津市教育委員会事務決裁規程 新旧対照表

新 規 程				旧 規 程			
第1条～第5条 (略)				第1条～第5条 (略)			
別表 (第4条関係)				別表 (第4条関係)			
(1) 共通決裁事項				(1) 共通決裁事項			
事務 の種 類	項目	決裁権者		合議先	決裁権者		備考
		教育長	教育部長		教育長	教育部長	
			教育部副部長		教育部副部長	教育部副部長	
			課長		課長	課長	
			課長補佐		課長補佐	課長補佐	
			係長		係長	係長	
(略)				(略)			
収入 関係				収入 関係			
(略)				(略)			
4 (略)				4 (略)			
(1) 交付申請				(1) 交付申請			
			○			○	合議は、1 件100万 円以上に限 り、500 万円未満 は、課長と する。
							総務部副部 長 (財政課 長)
							500万円 未満は、課 長とする。
(2) 実績報告				(2) 実績報告			
			○			○	合議は、1 件100万 円以上に限 る。
							財政課長
(3) (略)				(3) (略)			
20～23 (略)				20～23 (略)			
(略)				(略)			
20～23 (略)				20～23 (略)			
(略)				(略)			

草津市教育委員会事務決裁規程 新旧対照表

新 規 程				旧 規 程			
(2) 個別決裁事項				(2) 個別決裁事項			
組織名	事務の種類	項目	決裁権者	協議先	備考	組織名	事務の種類
			教育長 教育部長 教育部副部長 教職課長 教職課長補佐				
(略)						(略)	
スポーツ推進課	(略)					スポーツ保健課	(略)
(略)						(略)	
歴史文化財課	2 埋蔵文化財の保存に関する事務	1 埋蔵文化財包蔵地に係る発掘調査等の方法の決定				歴史文化財課	2 埋蔵文化財の保存に関する事務
							1 埋蔵文化財包蔵地に係る発掘調査等の方法の決定
(略)						(略)	
(3) 付則	(略)					(3) (略)	

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

議第19号

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和4年4月22日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別表第1中「(第2条・第10条関係)」を「(第2条・第9条関係)」に改める。

別表第2 草津市文化振興審議会の項を削る。

別表第3 草津市文化振興審議会の項を削る。

別表第4を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則 (案)	旧 規 則
第1条～第8条 (略)	第1条～第8条 (略)
(庶務)	(分科会等)
第9条 (略)	第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第4に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織を置き、担任意務の欄に掲げる事務を所掌させる。
(その他)	(庶務)
第10条 (略)	第10条 (略)
別表第1 (第2条・第9条関係) (略)	別表第1 (第2条・第10条関係) (略)
別表第2 (第3条第2項関係)	別表第2 (第3条第2項関係)
附属機関の名称	附属機関の名称
(略)	(略)
任期	任期
草津市歴史資料収集審査会	草津市歴史資料収集審査会
委員の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで	委員の日から審査した結果を教育委員会に答申する日まで
草津市文化振興審査会	草津市文化振興審査会
文化芸術機能等検討部会にのみ属する委員に限り、委員の日から部会の担任事務に関する審議が終了する日まで	文化芸術機能等検討部会にのみ属する委員に限り、委員の日から部会の担任事務に関する審議が終了する日まで
別表第3 (第6条第3項関係)	別表第3 (第6条第3項関係)
附属機関の名称	附属機関の名称
定足数	定足数
議決の方法	議決の方法
草津市歴史資料収集審査会	草津市歴史資料収集審査会
委員の全員	委員の全員
出席委員全員の意見の一致	出席委員全員の意見の一致
草津市文化振興審査会	草津市文化振興審査会
委員の半数以上、ただし、文	委員の半数以上、ただし、文
出席した委員の過半数をもって	出席した委員の過半数をもって
草津市文化振興審査会	草津市文化振興審査会
文化芸術機能等検討部会の担	文化芸術機能等検討部会の担
任事務以外の議事において	任事務以外の議事において
決するところによる。	決するところによる。
は、同部会にのみ属する委員	は、同部会にのみ属する委員

草津市教育委員会附属機関運営規則の一部を改正する規則 新旧対照表

		を除いた委員の半数以上	
別表第4（第9条関係）			
附属機関の名称	分科会等	担任事務	
草津市文化振興審議会	重点プロジェクト検討部会	(1)	草津市文化振興計画に定める重点プロジェクトについての調査審議に関する事務
		(2)	その他教育委員会が必要と認めること。
		(3)	その他教育委員会が必要と認めること。
	施策評価部会	(1)	草津市文化振興計画に定める文化事業の評価についての調査審議に関する事務
		(2)	草津市文化振興計画の成果指標についての調査審議に関する事務
		(3)	その他教育委員会が必要と認めること。
	文化芸術機能等検討部会	(1)	草津市文化芸術機能等施設整備基本計画に定める機能についての調査審議に関する事務
		(2)	その他教育委員会が必要と認めること。
		(3)	その他教育委員会が必要と認めること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第20号

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月22日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
 次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）
 第2条の規定により、草津市小・中学校結核対策委員会委員に委嘱することにつき、本委員会
 の議決を求める。

記

区分	委嘱（任命）する者	備 考
保健医療関係者	橋倉 博樹	済生会滋賀県病院 結核専門医師
保健医療関係者	笠井 康史	草津栗東医師会（草津市学校医）の代表
学校教育関係者	川那辺 芹香	草津市小・中学校養護教諭の代表
関係行政機関の職員	胡井 美翔	南部健康福祉事務所（草津保健所）の代表

任期 令和4年5月1日 ～ 令和5年3月31日

○草津市附属機関設置条例【抜粋】

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係) 【抜粋】

名称	担任事務	定数
草津市小・中学校結核対策委員会	小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務	4人以内

○草津市教育委員会附属機関運営規則【抜粋】

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1 (第2条・第10条関係) 【抜粋】

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市小・中学校結核対策委員会	(1) 保健医療関係者 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	教育委員会事務局 学校教育課

別表第2 (第3条第2項関係) 【抜粋】

附属機関の名称	任期
草津市小・中学校結核対策委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで

議第 21 号

草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 4 月 22 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて
次の者を、草津市教育支援委員会委員に委嘱および任命することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則
(平成25年草津市教育委員会規則第2号)第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

区分	委嘱（任命）する人	所属（役職）等	備考
学識経験者	松宮 孝明	学校法人松翠学園 滋賀文教短期大学 子ども学科	委嘱
その他教育委員会が必要と認める者 (29人)	畑 憲一	元公立学校長（特別支援学校教諭免許）	委嘱
	宮嶋 智子	草津市医師会（医師）コス小児科	委嘱
	藤澤 大輔	草津市医師会（医師）ふじさわ小児クリニック	委嘱
	中島 由里子	NPO草津手をつなぐ育成会	委嘱
	古日山 守栄	元草津養護学校教諭（臨床発達心理士）	委嘱
	吉川 民子	立命館大学BKC学生オフィス（臨床心理士）	委嘱
	佐々木 智男	滋賀県立草津養護学校教頭	委嘱
	大野 祐子	滋賀県立草津養護学校教諭（小学部）	委嘱
	石田 萌	滋賀県立草津養護学校教諭（中学部）	委嘱
	山田 貴司	滋賀県立聾話学校校長	委嘱
	木戸脇 美由紀	南笠東小学校長	委嘱
	石井 千鳥	矢倉小学校長	委嘱
	徳田 景子	常盤こども園長	任命
	三木 美紀子	第三保育所長	任命
	齋藤 英樹	新堂中学校教諭	委嘱
	大町 一仁	老上西小学校教諭	委嘱
	三川 千種	老上小学校教諭	委嘱
	脇坂 幸子	新堂中学校 通級指導教室教員	委嘱
	橋本 多佳子	老上中学校 通級指導教室教員	委嘱
	西田 史子	渋川小学校 通級指導教室教員	委嘱
	竹岡 久恵	矢倉小学校 通級指導教室教員	委嘱
	林 美代子	常盤小学校 通級指導教室教員	委嘱
	石本 潤子	ことばの教室主任指導員	任命
	齋藤 奈都美	ことばの教室主任指導員	任命
	佐藤 恭子	ことばの教室主任指導員	任命
	上村 千秋	ことばの教室主任指導員	任命
	掛田 みちる	発達支援センター専門員	任命
	劉 爽朗	発達支援センター発達心理相談員	任命
	山野 悦子	発達支援センター発達心理相談員	任命

任期：令和4年5月18日～令和5年3月31日

○草津市附属機関設置条例【抄】

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2 (第2条第2項、第3条第1項関係) 【抜粋】

名称	担任事務	定数
草津市教育支援委員会	特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒(以下「特別な支援を必要とする幼児等」という。)に対する就学支援その他の教育支援に関し必要な事項についての調査審議ならびに特別な支援を必要とする幼児等の保護者、学校関係者等との相談に関する事務	30人以内

○草津市教育委員会附属機関運営規則【抄】

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1 (第2条・第10条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市教育支援委員会	(1) 学識経験を有する者	教育委員会事務局
	(2) その他教育委員会が必要と認める者	児童生徒支援課

別表第2 (第3条第2項関係)

附属機関の名称	任期
草津市教育支援委員会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで

議第22号

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年4月22日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて

次の者を、草津市学校運営協議会委員に委嘱および任命することにつき、草津市学校運営協議会規則第6条の規定により、本委員会の議決を求める。

区分		委嘱する者	備考
草津小学校	保護者	吉川 真実	草津小学校PTA会長
	地域の住民	中島 登	草津学区青少年育成区民会議会長
		森 和美	草津まちづくりセンター長
		竹谷 利子	草津学区民生委員主任児童委員
	対象学校の運営に資する活動を行う者	湯浅 敦	草津市青少年育成市民会議 副会長
		戸高 秀人	ゆうネットくさつサポーターの会 代表
		辻 圭子	草津小学校地域コーディネーター
	対象学校の校長	中村 真理子	草津小学校校長
	対象学校の教職員	丹羽 浩之	草津小学校教頭
矢倉小学校	保護者	高井 育夫	草津小 150 周年事業実行委員会委員・ 渋川小教諭・前校長
	地域の住民	藤原 友希	R3 年度 P T A 本部役員
		徳 亜希子	R3 年度 P T A 本部役員
		中谷 緑郎	まちづくり協議会会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	畝木 都	民生児童委員
		松井 昌代	民生児童委員（主任児童委員）
		山本 悦子	地域コーディネーター
	対象学校の校長	石井 千鳥	矢倉小学校 校長
	対象学校の教職員	堀江 和男	矢倉小学校 教頭
		江村 聡子	矢倉小学校 教務主任
		臼井 美由樹	矢倉小学校 教務
	その他教育委員会が適当と認める者	柳川 久美子	元矢倉小学校校長

区分		委嘱する者	備考
老上西小学校	保護者	中津 元伸	令和4年度 老上西小学校 PTA 会長
	地域の住民	伊庭 健治	老上西学区まちづくり協議会会長
		橋本 光夫	老上西学区まちづくり協議会 副会長
		岸本 修一	老上西学区教育振興会会長 地域協働合校会長
		岡本 耕一	老上西学区わんぱくプラザ 実行委員長
		宇野 四郎	老上西農業合校 代表
	対象学校の運営に資する活動を行う者	高木 あずさ	老上西小学校図書ボランティア
		武井 美代	地域協働合校地域コーディネーター
	対象学校の校長	京近 武史	老上西小学校 校長
	対象学校の教職員	山川 夏子	老上西小学校 教頭
		名田 雅信	老上西小学校 主幹教諭
玉川小学校	保護者	則武 麻里	前PTA会長
		窪田 美幸	PTA会長
	地域の住民	奥井 さよ子	玉川学区青少年育成区民会議会長
		福井 麻世	民生委員児童委員代表
		平井 真理子	民生委員児童委員代表
		中野 宗城	玉川学区まちづくり協議会会長、 野路町内会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	堀江 尚子	学校・地域連携アドバイザー
	対象学校の校長	住吉 厚志	玉川小学校 校長
	対象学校の教職員	中西 さおり	玉川小学校 教頭
		森 和昭	玉川小学校 教務主任
		奥山 隆史	玉川小学校 教務
	その他教育委員会が適当と認める者	中川 珠紀	玉川こども園 園長

区分		委嘱する者	備考
山田小学校	保護者	増田 真美	PTA 会長
	地域の住民	川那辺 孝六	元山田学区まちづくり協議会会長
		久泉 次郎	山田学区まちづくり協議会会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	中島 民恵	地域コーディネーター
		木村 桂	読み聞かせボランティア代表 PTA 会員
		中島 清明	草津栗東交通安全協会山田支部
	対象学校の校長	井上 忠之	校長
	対象学校の教職員	西邑 祥明	教頭
		山本 泰彦	教頭
		宅間 信一	地域連携担当教諭
	その他教育委員会が適当と認める者	角 広司	元校長
笠縫小学校	保護者	能勢 紘実	PTA 副会長
	地域の住民	永原 光一	笠縫まちづくり協議会 会長
		山元 明	笠縫学区民生児童委員 会長
	対象学校の運営に資する活動を行う者	小寺 厚子	地域コーディネーター
		長澤 敏一	おうみ通学路アドバイザー
		宇都宮 加奈子	図書ボランティア
	対象学校の校長	成田 陽子	校長
	対象学校の教職員	黒川 真紀子	教頭
		林 孝治	教務主任（地域協働校）
	その他教育委員会が適当と認める者	新庄 正幸	元小学校長
		山元 孝子	元小学校長
新堂中学校	保護者	坪谷 睦美	PTA 会長
	地域の住民	安井 和司	堂友会会長
	その他教育委員会が適当と認める者	稲垣 保善	保護司
		市川 嘉重	あゆみこども園園長
		山下 裕司	笠縫東小学校 教頭
	対象学校の校長	藤澤 紳行	新堂中学校 校長
	対象学校の教職員	太田 洋司	新堂中学校 教頭
		津田 真由美	新堂中学校 教務主任

区分		委嘱する者	備考
松原中学校	保護者	横江 仁美	PTA 会長
	地域の住民	高野 義孝	元山田学区社会福祉協議会副会長
		山本 敏子	笠縫学区民生委員児童委員
	対象学校の運営に資する活動を行う者	杉江 由紀子	山田学区主任児童委員 地域コーディネーター
	対象学校の校長	姫野 健	校長
	対象学校の教職員	辻 大吾	教頭
		黒崎 美紀	教務主任
	その他教育委員会が適当と認める者	小寺 正宣	元学校長

任期：令和4年4月22日～令和5年3月31日

草津市学校運営協議会規則（抄）

（委員の委嘱または任命）

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- （1） 保護者
- （2） 地域の住民
- （3） 対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 対象学校の教職員
- （6） 学識経験者
- （7） その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとする。